

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
もう申請はお済みですか？

申請の締切は10月1日です

締切後の受付はできませんので
お早めに申請してください。

臨時福祉給付金

消費税率が引き上げられたことから、所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な給付措置として実施します。
臨時福祉給付金の支給対象になると思われる方には、6月27日付で申請書（水色）をお送りしています。通知がなく支給対象と思われる方は、お問い合わせください。

給付対象者

- ①平成26年1月1日時点で、本宮市内に住民登録のある方が課税されない方
 - ②平成26年度分市民税（均等割）が課税されない方
 - ③平成26年度分市民税課税者に扶養されている方
 - ④生活保護を受けていない方
- ◆給付額 対象者1人につき1万円
※高齢基礎年金、障害基礎年金や児童扶養手当等を受給していれば5千円が加算されます。
- ◆申請・問い合わせ先
社会福祉課 社会福祉係
☎33-1111（内線131）

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

平成26年1月1日時点で「児童手当・特例給付」を本宮市から受給していた方には、6月4日付けで申請書（ピンク色）をお送りしています。公務員の方や通知がなく支給対象と思われる方はお問い合わせください。

給付対象者

- ①平成26年1月1日時点で住民票が本宮市にある、次のすべての要件を満たす方
 - ②平成26年1月分の「児童手当・特例給付」を受給している方
 - ③平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方
- ※「臨時福祉給付金」の対象となっている児童、生活保護の受給対象となっている児童などは支給対象になりません。
- ◆給付額 対象児童1人につき1万円
◆申請・問い合わせ先
子ども福祉課 子育て支援係
☎33-1111（内線133・134）

東日本大震災復興支援事業
「元氣あっぷらライブ」開催のお知らせ

日本赤十字社福島県支部では、復興支援事業として「元氣あっぷらライブ」に無料招待します。

- ◆日時 10月5日（日）午後2時開演（午後1時開場）
- ◆会場 福島県文化センター（福島市春日町5-54）
- ◆出演 中村雅俊、あんべ光俊、渡辺俊美
- ◆招待者数 1,600人
- ◆応募方法 ハガキまたはフアックスで次の必要事項を明記しご応募ください。
- ①10/5ライブ希望②郵便番号・

児童虐待を防ぎましょう

地域の方々のちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもたちを虐待から救えます。「おやっ？」と気になることがありましたら迷わず連絡してください。

～さしのべた その手がこどもの 命綱～

全国共通ダイヤル
0570-064-000
(24時間、児童相談所につながります)



◆問い合わせ先 子ども福祉課（家庭児童相談員）
☎33-1111（内線135・136）

住所③氏名（フリガナ）④年齢⑤電話番号⑥希望人数（2人様まで）
◆応募締切 9月19日（金）消印有効
9月26日（金）に当選ハガキ（入場券）を発送します。応募者多数の場合は抽選となります。落選通知はありませんのでご了承ください。

◆申込・問い合わせ先
日本赤十字社福島県支部
〒960-1119
福島市永井川字北原田17
☎024-545-7996
FAX 024-545-7923

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

ありがとう
心静かに手を合わす。

☎0120-43-1194
●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備



豊かな緑に囲まれた静寂な施設なか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほりん 鳳麟

ほりん斎場
ほりん法要ホール
東和斎場
大山斎場
福島平野斎場

二本松市上竹2-286-1
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大玉村大山字玉貫19-7
福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

税金の見直しについて

法人住民税法人税割の税率見直しについて

平成26年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、「地方法人税」が創設され、法人住民税法人税割の一部が地方交付税の原資とされます。これに伴い、法人住民税法人税割の税率が見直されます。(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) なお、均等割の税率は変更ありません。

	現行	改正後	増減
法人市民税 法人税割	12.30%	9.70%	△2.6%
法人県民税 法人税割	5.00% (注1)	3.20% (注2)	△1.8%

(注1) 課税標準となる法人税額が年1千万円超の場合、および資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人および相互会社は5.8%
 (注2) 課税標準となる法人税額が年1千万円超の場合、および資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人および相互会社は4.0%

軽自動車税の見直しについて

平成26年度税制改正により、国および地方を通じた自動車関連税制の抜本的見直しが行われることに伴い、軽自動車税の標準税率が引き上げられます。また、小型特殊自動車等の税率もこれに準じて改正されます。

原動機付自転車および二輪車に係る税率

区 分		現行	改正後(注)
原動機付自転車	50CC 以下	1,000円	2,000円
	50CC 超90CC 以下	1,200円	2,000円
	90CC 超125CC 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 (125CC 超250CC 以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 (250CC 超)		4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

(注) 平成27年度分(平成27年4月1日)以後について適用

四輪以上および三輪の軽自動車に係る税率

区 分			現 行	改正後 (注1)	重課税率(注2)	
					現行	改正後
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	制度なし	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円		8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円		6,000円
		営業用	3,000円	3,800円		4,500円
三 輪			3,100円	3,900円		4,600円

(注1) 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用
 (注2) 最初の新規検査から13年を経過したものについて、平成28年度分(平成28年4月1日)から適用

◆ 軽自動車税の納付方法
 軽自動車税は、毎年4月1日時点で所有されている方に課税され、4月中旬に納税通知書が送付されます。納税通知書と共に同封される納書兼領収書で金融機関またはコンビニエンスストアで納期限までに納付してください。

金融機関に口座振替の申請をされている方は、4月末日(4月末日が土・日のときはその翌日または翌々日)で自動引き落としとなります。納期限までに納付されない場合は、

督促状が送付され、さらには延滞金加算されることもあります。また、車検が受けられないなどの制約を受けることがあり、納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

◆ お問い合わせ先
 税務課 市民税係
 1111 (内線164)



ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

真心・親切、お客様の足となり日々安全運転！
 一般貸切旅客自動車運送業
 小型バスから大型バスまで
 観光・研修会・冠婚葬祭等バスのご用命は
協和交通株式会社
 TEL 0243-34-4450 FAX 0243-34-4481
 〒969-1101 福島県本宮市高木字猫田53-1

水道工事はお任せ！ 本宮市水道工事指定店会

- オオナミ(株) (33-11001)
- 本宮市高木字戸崎63番地3
- 南光設工業所 (33-11895)
- 本宮市青田字孫野2番地25
- 小山 設備 (33-3031)
- 本宮市本宮字仲町39番地
- 南須藤住機工業 (34-50006)
- 本宮市本宮字小幡33番地1
- 南タカマツ (33-52242)
- 本宮市本宮字一ツ屋12番地7
- 南浜野和水道 (33-2788)
- 本宮市本宮字塩田49番地2
- 南本宮 設備 (33-2592)
- 本宮市本宮字南町144番地1
- 南三和 設備 (44-4542)
- 本宮市和字作田3番地1